

平成25年(ワ)第515号、同第1476号、同第1477号

直送済

損害賠償請求事件(国賠)

原告 遠藤行雄 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(19)

(避難指示区域における帰還・復興に向けての取組)

平成29年1月20日

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 戦



同 奥 原 靖 裕



本準備書面においては、現時点までの避難指示等対象区域の避難指示の解除等に
 係る進捗状況を明らかにするとともに、2016年(平成28年)12月20日に
 政府が閣議決定をした「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(乙
 ニ共174)等に基づく、住民の帰還及び地域の復興に向けての取組の状況及び今
 後の方針等を明らかにする。

第1 避難指示の解除について

1 避難指示解除の現状

現在、避難指示区域に指定されている福島県内の市町村は、大熊町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村（一部）、飯舘村、川俣町（一部）及び南相馬市（一部）である（乙ニ共176「避難指示区域の概念図」・15頁）。

また、現在は避難指示区域の指定が解除されているものの、かつては、同指定を受けていた市町村として、田村市、楢葉町及び川内村がある。このうち川内村において設定されていた避難指示解除準備区域については、平成28年6月14日午前0時をもって解除され、これにより川内村は避難指示区域の指定がすべて解除された。また、葛尾村において設定されている居住制限区域及び避難指示解除準備区域については2016年（平成28年）6月12日午前0時をもって、南相馬市において設定されている居住制限区域及び避難指示解除準備区域については同年7月12日午前0時をもって、それぞれ解除され、住民の帰還が可能となった。（以上、乙ニ共172）

上記市町村における現在の避難指示の具体的な対象区域は、政府（原子力災害対策本部）による「公示」（乙ニ共172・2頁以降）等において明らかにされている。

2 今後の避難指示解除の予定

飯舘村及び川俣町に設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、2017年（平成29年）3月31日午前0時をもって解除することが決定されている（乙ニ共171）。また、富岡町と浪江町に設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域についても、2017年（平成29年）3

月末までの避難指示解除に向けた取組が本格化している状況にある（乙ニ共174：原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針の3頁）。

第2 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」に基づく復興・再生

政府は、2016年（平成28年）12月20日に、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（以下「基本指針」という。乙ニ共174）を閣議決定し、この基本指針に基づき原子力災害からの福島復興・再生を加速するために、必要な対策の追加・拡充を図っている。具体的に、基本指針では、①避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充、②帰還困難区域の復興に向けた取組、③新たな生活の開始に向けた取組などの拡充、④事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充、⑤廃炉・汚染水対策の万全化等の観点から、復興に向けた具体的な取組を推進することとしている。以下、その概要について述べる。

1 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

-----避難指示解除の現状及び今後の予定は上記第1のとおりであるところ、基本指針は、今後の避難指示解除及び解除後の本格復興を更に推し進めるため、インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を加速するとともに、放射線の健康影響等に関する安全・安心対策をこれまで以上にきめ細かく講じていくこととしている。

また、住民が自立的に生活再建を進めていくことが可能となるよう、きめ細かな生活支援策を強化するとともに、帰還する住民が安心して生活できる環境の整備を進めることとしている。

さらに、避難指示の解除及び解除後の復興に当たっての行政（教育、行政サービス等）、生活（放射線不安、住宅、医療等）、産業（事業再建、雇用等）

等の各分野における諸課題の解決に向けて、これまでに得た知見を活かしながら、国と地元が一体となって、あらゆる施策を継続して取り組んでいくこととされており、具体的には、荒廃抑制のための清掃や除草、防犯パトロールの強化などの福島生活環境整備・帰還再生加速事業の拡充、住民が故郷での生活を速やかに再開できるよう、国による解体作業の迅速な実施や、住宅修繕等を担う事業者に対する放射線不安対策を実施及び十分な数の事業者の確保、医療・介護人材の確保や地域への二次救急医療機関の整備、迅速な救急搬送体制の整備、不足診療科目や薬局の確保、地域で介護人材を育成できる体制構築の促進、商店の開業支援、地域全体の公共交通の活性化・移動手段、飲料水の安全・安心確保、イノシシ等の鳥獣対策等への支援、施設・設備整備や通学手段確保への支援や教職員の増員等の教育環境の整備、仮設住宅から恒久住宅への移行に向けての住宅・生活再建支援に取り組んでいくことが明らかにされている（乙ニ共174：基本指針の3～8頁）。

2 帰還困難区域の復興に向けた取組

帰還困難区域の取扱いについては、原子力災害対策本部復興推進会議が2016年（平成28年）8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（以下「帰還困難区域の考え方」という。乙ニ共175）を決定し、その中で、5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」の整備についての基本的な考え方を示している。これは、本件事故から5年5ヶ月が経過し、帰還困難区域の一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元から帰還困難区域の取扱いを検討するようになり要望が出され、また、与党から政府に対し、福島県知事、帰還困難区域を管内にもつ市町村長の意見を聞いた上で、帰還困難区域の取扱いに関する提言が行われていることを重く受け止めて決定されたものである。

この帰還困難区域の考え方においては、基本的な方針として、帰還困難区域のうち5年を目途に線量の低下を踏まえて避難指示を解除し居住を可能とすることを目指す「復興拠点」（特定復興拠点）を設定し整備すること、国道6号線等の主要道路について除染等の整備を行うこと、整備にあたっては除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うこと、復興拠点等の整備が概ねできた段階で当該地区の避難指示を解除すること、これを実現するため国は法制度、予算等を措置することなどが決められている（乙ニ共175の1～2頁）。

また、帰還困難区域の考え方は、具体的な検討課題において、「ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活する方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うため、避難先での生活再建支援の強化を検討する。検討にあたっては、故郷喪失による精神的損害の一括賠償や住宅確保損害賠償といった必要な賠償制度等が既に措置され、適切に運用されていることに留意する」ことが指摘されている（乙ニ共175の3頁）。

その上で、基本指針は、上記の帰還困難区域の考え方をより一層具体化するため、特定復興拠点を整備する計画を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点においても活用できるようにする等、必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法案を、次期通常国会に提出されるものとし、加えて、平成29年度から、特定復興拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じるとしている。

また、特定復興拠点の整備は、国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、被告東電に求償せずに国の負担において行うものとするとされている（乙ニ共174：基本指針の10頁）。

さらに、ふるさとへの思いを持ちながら地元を離れて生活をする長期避難の方々に対する生きがいづくりや、ふるさとへのつながり意識の保持、帰還困

難区域等における荒廃抑制及び保全対策等を図るため、福島生活環境整備・帰還再生加速事業の拡充など、必要な予算を措置することとされている（同10～11頁）。

3 新たな生活の開始に向けた取組などの拡充

また、福島イノベーション・コースト構想に基づき、浜通り地域の広域的かつ自立的な復興に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（アカイブ拠点）、国際産学連携等の各拠点の整備が進められるとともに、環境・リサイクル分野、再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化を進められることとなっている。また、浜通り地域における産業集積の実現に向けて、実用化開発等の一層の促進や、拠点の強みを最大限に活かした交流人口の増加、浜通り地域に進出する企業に対する支援により、新たな企業の呼び込みを図られることとなっている（同12～13頁）。

また、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」に基づく取組を着実に推進することとされている（同13～14頁）。

さらに、JR常磐線の平成31年度末までの全線開通に向けた取組が実施され、一般通行が再開した国道6号や全線開通した常磐自動車道について放射線量の情報提供が引き続き行われることとなっている（同14頁）。

4 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

避難指示の解除に併せて、住民や事業者の故郷への帰還と、事業・生業の再建を進めるという観点から、2015年度（平成27年度）・2016年度（28年度）の2年間において、特に集中的に自立支援施策を展開することとされており、その一環として、2015年（平成27年）8月に、被災事業者の方々

の置かれている状況に寄り添った支援策を実施する新たな主体として、福島相双復興官民合同チームが設立されている。特に商工業については、同チームが、事業者の方々への個別訪問を通じて把握した多様なニーズを踏まえて政府が支援策の強化・改善を進め、それを通じた事業・生業の再建が進展している。

また、まち機能や商圈の回復の遅れへの対応、特に厳しい環境に置かれた帰還困難区域の事業者に対するサポート、農林水産業における営農再開の促進や根強い風評被害の払拭等といった多くの課題が残っている状況を踏まえ、支援策をより一層拡充し、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組が、より一層加速化されていく予定となっている（同15～19頁）。

5 廃炉・汚染水対策の万全化

福島第一原発の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は、対策に一部の遅れや課題はあるものの、全体としては進捗してきており、廃炉に向けた対応をより安定的で持続的に進める必要があるとされている。そして、引き続き、国が前面に立って、現場状況や研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップに継続的な検証を加えつつ、必要な対応を安全かつ着実に進めることとされている（同20～21頁）。

第3 まとめ

以上のとおり、避難指示等対象区域内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、富岡町及び浪江町を除き、既に解除されているか、本件事故から6年余が経過する2017年（平成29年）3月末日までに解除されることが既に決まっており、また富岡町及び浪江町においても同月末までの避難指示解除に向けた取組が本格化している状況にあり、また、避難指示解除後にお

ける帰還に向けた各種のサポートや施策、地域としての産業復興施策等が講じられる見込みである。

また、帰還困難区域についても、前記帰還困難区域の考え方及び基本指針に基づき、5年を目途に、線量の低下状況を踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す復興拠点の整備の考え方が示されるとともに、そのための政府の取組みが明らかにされており、ふるさとへの帰還を希望する長期避難者の方々への支援策についても示されている。

このように避難指示区域内における避難指示の解除や住民の帰還及び地域の復興に向けての取組やそのための各種環境整備・サポート体制等については、今後も着実に進展することが見込まれる状況にある。

以上